

当 J A の権利能力なき団体顧客にかかる新規口座開設対応方針

当 J A では、金融犯罪、テロ資金供与およびマネー・ローンダリングに対する対策の重要性が高まっていることを受け、新たに口座開設の申込みを行う権利能力なき団体について、令和 8 年 1 月 1 日より、次のとおり、当該団体の実体、活動実態等を踏まえた審査を実施のうえ、農業関連団体に限り口座開設に応じることとする。

なお、新たに口座開設の申込みを行う団体について、明らかに活動実態等に懸念がないと判断できる場合は、口座開設にかかる一部の審査を省略できるものとする。

1. 口座開設申込みの受付対象となる団体

当 J A の事業エリア内（宗像市、福津市）に活動拠点等が存在する「農業関連団体」とする。

なお、当 J A の事業エリア内に「活動拠点等」が存在しない団体については、原則、口座開設を謝絶する。

2. 口座開設の審査に伴う確認事項等

口座開設の審査に伴う要件および確認書類は、次のとおり。

なお、確認書類については原本の提示を受けることとし、当 J A にて写しを取得する。

また、審査の過程で、団体の活動実態等に疑義が生じた場合、適宜、確認事項および確認書類を追加する。

農業関連団体の要件	
(1)	団体としての組織を備えていること
(2)	多数決の原則が行われていること
(3)	構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続していること
(4)	組織において代表の選任方法が定められていること
(5)	組織の運営方法が定められ、農業関連事業を主としていること
(6)	財産の管理方法が定められていること
(7)	構成員に共有持分権・分割請求がある旨、定められて <u>いない</u> こと

確認書類	
(1)	団体の規約 ※（「団体の代表者の証明（署名・押印）」があるもの）
(2)	団体の活動実績が分かる資料（総会資料等） ※（「団体の代表者の証明（署名・押印）」があるもの）
(3)	団体での職務が記載された構成員名簿（役員名簿等）
(4)	団体の総会議事録
(5)	来店者（口座開設の権限を有する代表者様、会計者様等）の本人確認書類 (顔写真付きの運転免許証等)
(6)	口座に登録する印鑑

3. 口座開設にかかる審査

当 J A の審査については、確認書類による活動内容・来店時のヒアリング内容等を総合的に審査のうえ、口座開設可否の判断を行うこととし、口座開設に応じる場合は後日改めて来店を求めるとする。

また、当 J A による審査の結果、口座開設に応じられない場合がある。

なお、口座開設諾否の回答については、口座開設申込日より 2 週間程度要する。

以上

J A むなかた